四　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業並びに再編強化法代理業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

五　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案に関すること。

六　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び立案に関すること。

七　信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に関する制度の企画及び立案に関すること。

八　信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関すること。

九　貸金業を営む者及び短資業者等（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。）に関する制度の企画及び立案に関すること。

十　不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関すること。

十一　資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

十二　預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関すること。

十三　電子記録債権の電子記録に関する制度の企画及び立案に関すること。

十四　日本銀行に関する制度の企画及び立案に関すること。

十五　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

十六　準備預金制度に関すること。

十七　事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十八　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

2　前項の場合において、同項第十五号に掲げる事務については、銀行・証券監督局の所掌に属するものを除くものとする。

第二十三条第一項第一号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号ト中「第二十条第一項第一号ヘ」を「第二十一条第一項第一号ニ」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融商品取引法第三十三条の二の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること（総務課の所掌に属するもの並びに参事官及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項第一号イ及びヘに掲げる者の監督に関する事務については企画市場局、資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号ロからホまで、ト及びチに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二号に掲げる事務については資産運用・保険監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第二十三条の二を削る。

第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とし、第二十五条を第三十五条とし、第二章第一節中第二十四条を第三十四条とし、第一章第三節に次の二条及び一款を加える。

（参事官の職務）

第二十四条　参事官は、命を受けて、第七条第一項第一号及び第二号に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどり、又は銀行・証券監督局の所掌事務に関する特定の重要事項についての企画及び立案に参画する。

（検査監理官の職務）

第二十五条　検査監理官は、命を受けて、検査（第七条第一項第二号、第五号及び第六号に規定する検査並びに同項第四号に掲げる事務において実施する検査をいう。以下この条において同じ。）に関する事務（参事官の所掌に属させられたものを除く。）のうち重要事項に係るものをつかさどり、検査のうち重要なものを実施し、及び検査に関する事務に関し資産運用・保険監督局との調整を行う。

2　前項の場合において、検査に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第四款　資産運用・保険監督局

（資産運用・保険監督局に置く課等）

第二十六条　資産運用・保険監督局に、次の六課及び参事官二人を置く。

総務課
資産運用課
保険課
郵政金融課
資金決済課
暗号資産・ステーブルコイン課

（総務課の所掌事務）

第二十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　資産運用・保険監督局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　資産運用・保険監督局の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

三　資産運用・保険監督事務（資産運用・保険監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。次号及び第五号において同じ。）及び第八条第一項第六号に掲げる事務に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。

四　資産運用・保険監督事務及び第八条第一項第六号に掲げる事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　資産運用・保険監督事務に従事する職員の訓練並びに資産運用・保険監督事務の指導及び監督に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、資産運用・保険監督局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（資産運用課の所掌事務）

第二十八条　資産運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）

ロ　投資法人

ハ　投資運用関係業務受託業者

ニ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体に限る。）

ホ　確定拠出年金運営管理業を営む者